

■診療報酬算定のための

施設基準等の事務手引（平成26年4月版） 正誤・追補(7)

平成27年2月 社会保険研究所

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
543	表中 回復期リハビリテーション病棟入院料1 新規入院患者の項目	看護必要度A項目1点以上の患者が1割5分以上	看護必要度A項目1点以上の患者が1割以上

以下の告示、通知等により、本書の内容に一部改正、追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成26年11月25日 厚生労働省告示第442号 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件 保発1125第2号 薬事法等の一部を改正する法律等の施行等について
- 平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示
- 平成27年2月3日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その12）

頁	該当箇所	改正前	改正後
168	施設基準告示 基本診療料 別表第五の三 〔A101 療養病棟入院 基本料〕	上から 4行目 (2) 児童福祉法第6条の2に規定する指定医療機関	(2) 児童福祉法第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
219	施設基準告示 基本診療料 第五・七 〔A106 障害者施設等 入院基本料〕	上から 14行目 第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
592	施設基準告示 基本診療料 第九・十二 〔A309 特殊疾患病棟 入院料〕	下から 6行目 第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
1086	施設基準告示 特掲診療料 第九・三 〔H007 障害児(者)リ ハビリテーション料〕	下から 17行目 第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
1411	施設基準告示 特掲診療料 第十五・四 〔調剤01・注2 無菌製剤処理加算〕	下から 17行目 薬事法施行規則（昭和36年2月1日厚生省令第1号）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）
	取扱い通知 特掲診療料 第91 〔調剤01・注2 無菌製剤処理加算〕	下から 10行目	
1498	各地方厚生(支)局・都府県事務所等一覧	秋田事務所 所在地	〒010-0921 秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田2階
		三重事務所 所在地	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎4階
			〒514-0004 津市栄町1-840 大同生命瀧澤ビル5階
			〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階 【平成27年3月9日(月)より】

疑義解釈資料

その12(平成27年2月3日・事務連絡〈別添1・医科〉)

44頁 基本診療料 【1-6】 A001・注12 地域包括診療加算
771頁 特掲診療料 【18】 B001-2-9 地域包括診療料

問1 A001 再診料に係る地域包括診療加算及びB001-2-9 地域包括診療料の施設基準にある慢性疾患の指導に係る適切な研修について、「疑義解釈資料の送付について(その8)(平成26年7月10日付医療課事務連絡)」【追補(2) 1頁参照】問9では、平成26年12月に日医生涯教育認定証を受領した医師については平成27年3月31日以降も適切な研修を修了したものと考えてよいとされているが、当該認定証を添付することによる届出はいつまで可能か。また、平成26年12月発行以外の日医生涯教育認定証を受領した医師については、適切な研修を修了したものとして届出が可能か。

答 平成26年12月及びそれ以降に発行された日医生涯教育認定証について、平成27年度末までに届出を行う場合に限り、当該認定証を添付することで研修要件に係る届出として認められるものである。

なお、平成28年4月1日以降の届出については、日医生涯教育認定証ではなく、「疑義解釈資料の送付について(その8)(平成26年7月10日付医療課事務連絡)」問7及び問9に示す20時間の講習の受講記録を添付して行うことが必要である。

問2 A001 再診料に係る地域包括診療加算及びB001-2-9 地域包括診療料の慢性疾患の指導に係る適切な研修について、日本医師会が主催する日本医師会生涯教育制度に係る研修を受講した場合、研修時間をどのように確認するのか。

答 日本医師会生涯教育制度において、講習会(29認知症の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つのカリキュラムコード以外については、e-learningを含む。)を受けた旨と、取得単位数が参加証等により証明できる場合、取得単位1単位を1時間と換算できるものとする。

日本医師会雑誌を利用した解答など、講習会及びe-learning以外で取得した単位については「慢性疾患の指導に係る適切な研修」に含まれないことから、取得単位数とカリキュラムコードのみでは、研修を受けたことの証明とはならないことに留意されたい。

ただし、平成25年度の研修実績を示す「学習単位取得証」については、29認知症の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つのカリキュラムコードを除き、取得単位数に基づいて、取得単位1単位を1時間とみなして差し支えないこととする。

問3 A001 再診料に係る地域包括診療加算及びB001-2-9 地域包括診療料の慢性疾患の指導に係る適切な研修について、平成27年3月31日までは適切な研修を修了したものとみなすとされており、また、「疑義解釈資料の送付について(その8)(平成26年7月10日付医療課事務連絡)」問7では2年ごとに届出を行うこととされている。

平成26年度中に、研修実績を添えて届け出た場合について、2年ごとの届出はいつまでに行う必要があるか。

答 平成26年度中に研修実績を添えて届け出た場合は、平成27年4月1日から起算して2年ごとに4月1日までに研修実績を提出する必要がある。当初の届出時には研修実績を提出せず、追って平成26年度中に研修実績を提出した場合についても同様である。

なお、平成27年4月以降に初回の届出を行う場合は、当該届出に係る診療報酬を算定する月の1日から起算して2年ごとに研修実績を提出する必要がある。

488頁 基本診療料 【68】 A301 特定集中治療室管理料

問4 「疑義解釈資料の送付について(その2)(平成26年4月4日付医療課事務連絡)」問22【→491頁】において、「特定集中治療に習熟していることを証明する資料」の一つとして「日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講していること」があるが、「疑義解釈資料の送付について(その8)(平成26年7月10日付医療課事務連絡)」問4で示された研修のほか、FCCS(Fundamental Critical Care Support)セミナー又は日本集中治療医学会が行う大阪以外の敗血症セミナーは、合計で、実講義時間として30時間以上行われた場合は、「日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講していること」に該当するか。

答 該当する。ただし、当該研修に加え、特定集中治療に係る専門医試験における研修も行っていることが必要であることに留意されたい。